

平成25年第1回片品村議会臨時会会議録第1号

議事日程 第1号

平成25年2月22日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第 1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 発議第 2号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第 1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 発議第 2号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 字句等の整理委任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 5 年 2 月 2 2 日			
出席議員 1 2 名	欠席議員 2 名	欠員 名	
第 1 番	星 野 栄 二	(出 席)	
第 2 番	梅 澤 志 洋	(出 席)	
第 3 番	星 野 精 一	(出 席)	
第 4 番	高 橋 正 治	(出 席)	
第 5 番	千 明 道 太	(出 席)	
第 6 番	星 野 逸 雄	(出 席)	
第 7 番	今 井 功	(欠 席)	
第 8 番	戸 丸 廣 安	(欠 席)	
第 9 番	星 野 千 里	(出 席)	
第 1 0 番	飯 塚 美 明	(出 席)	
第 1 1 番	笠 原 耕 作	(出 席)	
第 1 2 番	星 野 育 雄	(出 席)	
第 1 3 番	星 長 命	(出 席)	
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫	(出 席)	

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	吉 野 耕 治
農 林 建 設 課 長	萩 原 正 信
むらづくり観光課長	木 下 浩 美
教 育 次 長	佐 藤 八 郎
会 計 管 理 者	星 野 朋 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	桑 原 健 一 郎
主 査	金 子 小 百 合

議長（高橋正治君） ただいまから、平成25年第1回片品村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 梅澤志洋君及び3番 星野精一君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高橋正治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3 発議第1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第3、発議第1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

14番 入澤登喜夫君。

（14番 入澤登喜夫君登壇）

14番（入澤登喜夫君） はい、14番。

発議第1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

この程の地方自治法の一部改正ですが、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について必要な改正を行うことを目的としております。

また、地方議会関係では、議会と長が対立した場合の対処方策や議会運営に関して選択

肢を広げることとしています。

これまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条建てされていましたが、規定の簡素化のための改正法により一つの条文に統合され、併せて委員会の選任等に関する条例が委任されたことに伴い、委員会条例の改正を行うものであります。

それでは、片品村議会委員会条例の一部を改正する条例の内容について、説明申し上げます。

第2条は、常任委員会の名称、委員定数及びその所管についてですが、次の一般選挙から議員定数が2人減の12人となるため、これに伴い委員定数を7人から6人に改正するものであります。

第5条は、特別委員会の設置についてですが、第3項に「特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を追加するものであります。

第7条は、委員の選任についてですが、第1項に「議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。」を追加し、第2項以下を順次繰り下げ、第2項の「常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」を「常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は、議長の指名による。」に改正するものであります。

第12条は、委員長、副委員長及び委員の辞任についてですが、見出し中の「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改正し、第2項の「議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。」を「委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。」に改正するものであります。

附則の1につきましては、施行期日を定めたもので、この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、次の一般選挙から施行するものであります。

附則の2につきましては、経過措置を定めたもので、この条例の施行の際、改正前の片品村議会委員会条例の規定により委員に選任されている者は、改正後の片品村議会委員会条例の規定により選任されたものとみなすものであります。

以上のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、発議第1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第2号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（高橋正治君） 日程第4、発議第2号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

14番 入澤登喜夫君。

（14番 入澤登喜夫君登壇）

14番（入澤登喜夫君） はい、14番。

発議第2号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明を申し上げます。

現行の会議規則では、公聴会の開催や参考人の招致については委員会に限られていましたが、この度の地方自治法の一部改正に伴い、本会議でも委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになりました。

本村におきましても、これに併せて規則の改正を行うものであります。

それでは、片品村議会会議規則の一部を改正する規則の内容について、説明申し上げます。

目次の改正につきましては、新たに第14章の公聴会及び第15章の参考人が新たに加わったための改正であります。

また、これに伴うこの章以下の章ずれと条ずれを改正するものであります。

第17条の修正の動議及び第73条の所管事務等の調査については、地方自治法の改正により、項ずれが生じたための改正であります。

第14章 公聴会で、第117条の公聴会開催の手続については、議会が会議において公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

第2項は、この議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を議長が公示するという定めであります。

第118条の意見を述べようとする者の申出については、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならないとする定めであります。

第119条の公述人の決定については、公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等は、あらかじめ申し出た者やその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

第2項は、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならないという定めであります。

第120条の公述人の発言については、公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならないとし、第2項は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えないこと。

第3項は、公述人の発言がその範囲を超え、また不穏当な言動があるときは発言の制止や退席をさせることができるという定めであります。

第121条の議員と公述人の質疑については、議員は、公述人に対して質疑をすることができるが、第2項で公述人は、議員に対して質疑をすることができないという定めであります。

第122条の代理人又は文書による意見の陳述については、公述人は、代理人に意見を述べさせたり文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りではないという定めであります。

第15章 参考人で、第123条の参考人については、議会が会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

第2項は、この場合、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件等を通知しなければならない。

第3項は、参考人についての準用規定を定めたものであります。

附則については、施行日を定めたもので、この規則は公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の規定は、平成25年3月1日から施行するというものであります。

以上のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、発議第2号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第5 字句等の整理委任について

議長（高橋正治君） 日程第5、字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

議長（高橋正治君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回片品村議会臨時会を閉会します。

午後 1時49分 閉会